

団体営土地改良事業における受益者負担の軽減について

【経済部会】

各市に膨大なストックがある農業基盤施設は、設置から相当年数が経過した施設が多く、中には耐用年数を超える施設も存在し、維持管理と施設の長寿命化を図る修繕の重要性が増している。

特に、昭和40年代以降積極的に基盤整備事業により整備された水利施設では老朽化が著しく、漏水等が目立ってきており、営農に支障をきたしている。

小規模な補修は市単独事業や多面的機能支払交付金事業により対応しているが、一定規模以上の改修は団体営事業によらなければならず、その負担割合は、一部の事業において補助率の引き上げ等の措置はあるものの、国が50パーセント、県が1パーセント、地元が49パーセントで実施されており、受益者の負担は重く、制度がありながら実施が難しい状況である。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、県内農業への影響が懸念されるなど、厳しい情勢下にある農業者の負担軽減を図り、農家や集落、そして長野県の美しい田園風景を守るため、団体営事業に対する県の補助率引き上げを要望する。